

美深町地域見守り活動に関する協定書

美深町と（以下「甲」という。）と、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、美深町における地域見守り活動（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 1 甲は、美深町に住所を有する高齢者（以下「高齢者」という。）が安心して暮らせるように、見守り活動に取り組んでいる。
- 2 乙は、フランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店を展開しており、美深町の乙の推奨に応諾して本件見守り活動への参画に同意しているセブン-イレブン店（以下「対象店舗」という。）において、第3条に定める業務を執り行なうものであることを甲は確認する。
- 3 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、フランチャイズ方式によるセブン-イレブン店については、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、以下のとおり本協定書をもって高齢者の見守り活動について合意するものとする。

（目的趣旨）

- 第1条 この協定は、第3条に定める業務をフランチャイズ方式によるセブン-イレブン店に推奨することにより、甲と対象店舗が協力して事業に参画し、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り活動を行なうことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この協定は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（責務）

- 第2条 甲及び乙は、事業の実施にあたって、相互理解による信頼と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。

（業務の内容）

- 第3条 対象店舗は、日常の業務の範囲内において、対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合には、必要に応じてその状況等を甲へ連絡するものとする。
- 2 対象店舗は、発見した異変が安全確保の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。
- 3 異変とは、例えば郵便物・新聞などの管理状況、室内電灯の夜間使用状況、徘徊の疑い、怒号、その他日常生活と明らかに違う状態があることをいう。
- 4 甲は、対象店舗から本条第1項により連絡を受けた場合については、対象店舗から提供された情報と甲が保有する情報を照らし合わせた上で、状況確認又は支援等を速やかに実施するものとする。
- 5 乙は甲と連携し、高齢者の就業や社会参加を支援するため中高年齢者の雇用促進に努めるものとする。

（見守り協力者名簿への登録）

- 第4条 甲は、この協定の締結をもって対象店舗を見守り協力者とし、その名簿に登録するものとする。

（公表）

- 第5条 乙は、甲が対象店舗の了承を得ることを条件に、当該店舗対象の名称等を、見守り協力者として、甲のホームページ等により公表することを確認する。

（免責）

- 第6条 甲は、対象店舗が、第3条第1項及び第2項の規定による連絡又は通報ができなかった又は遅れたことにより、当該住民に生じた問題について、対象店舗がその責任を一切負わないことにつき、予め確認・承諾する。

（個人情報の保護）

- 第7条 甲及び対象店舗は、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この協定が終了した場合においても同様とする。

（有効期間）

- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（解約）

- 第9条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

- 第10条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月24日

甲 北海道中川郡美深町字西町18番地

美深町長 山口信夫



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 古屋一樹

